

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年6月22日

鳥取県知事 平井伸治

1 調達内容

(1) 業務の名称及び数量

県立境高等学校グラウンド改修整備工事「測量及び詳細設計業務」 一式

(2) 業務の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

契約締結日から令和8年12月11日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税不課税、非課税のものを除く。）。課税事業者にあつては、内訳として消費税額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和6年鳥取県告示第594号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格を有するとともに、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成19年鳥取県規則第76号。以下「規則」という。）第4条に規定する測量等業務の種別が、以下のとおり登録されている者であること。

測量等業務の種別 土木関係建設コンサルタント業務

(3) 本店の所在地が鳥取県内にあること又は規則別表第5測量等業務の項の右欄に定める条件を具備していること。

(4) 鳥取県測量等業務制限付一般競争入札実施要綱（平成19年8月1日付第200700065699号鳥取県県土整備部長通知。以下「実施要綱」という。）別表4に規定する発注業種（土木関係建設コンサルタント業務）に係るA級要件を満たすこと。

(5) 入札参加者の事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）に常勤する技術者（以下「常勤技術者」という。）のうち管理技術者等及び照査技術者（以下これらを「配置技術者」という。）として、業務の履行期間中配置することができる技術者を有していること。なお、複数の業種からなる業務の管理技術者等は、それぞれの業種の管理技術者等とする。また、管理技術者等は、照査技術者を兼ねることはできないものとする。

(6) 測量業務に係る主任技術者は、公告日において最新の測量業務共通仕様書（昭和54年11月13日付発管第198号鳥取県土木部長通知）に定めるものを配置すること。

(7) 土木関係建設コンサルタント業務に係る管理技術者及び照査技術者は、公告日において最新の設計業務共通仕様書（平成10年4月3日付管第2号鳥取県土木部長通知）に定めるものを配置すること。

(8) 配置技術者及び担当技術者は、実施要綱に係る技術者状況調査報告に基づき県に登録されている県内常勤技術者であること。

(9) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者資格停止要綱（平成20年5月1日付第200700191955号）第4条の規定による資格停止等の措置を受けていない者であること。

(10) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を含む。）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-8570 鳥取県鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課施設整備・助成担当

電話 0857-26-7913

電子メール kyouikukankyou@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

令和8年6月22日(月)から同年7月1日(水)までの間にインターネットのホームページ(鳥取県教育委員会事務局教育環境課ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyouikukankyo/>))から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和8年6月22日(月)から同年7月1日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の業務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札期間、開札の日時及び場所

ア 開札日時 令和8年7月8日(水)午後2時即時開札(ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月7日(火)の午後5時までとする。)

イ 開札場所 鳥取県庁第2庁舎6階第36会議室(鳥取県鳥取市東町一丁目271)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、調達案件の名称、住所、商号又は名称、代表者氏名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札の場合は、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した封筒にそれぞれ入札書を入れ、密封して提出すること。なお、第2回以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、郵便又は持参により4の(1)の場所に令和8年7月1日(水)正午までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。